

～パワハラをなくし、笑顔で働ける福祉職場を目指して～

しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

ニュース第10号 2023年3月



完全勝利の判決！

パワハラも雇用継続も認定！



福島地方裁判所（小川理佳裁判長）は、本年1月26日、社会福祉法人・しのぶ福祉会（知的障がい者支援事業）における2名の労働者（原告）に対する不当な退職取扱を無効とし、原告に対する管理職3名（現理事長、現業務執行理事兼あづま授産所施設長、理事兼現あづまライフきぼう施設長）の不法行為（パワハラ）と法人の安全配慮義務違反を明確に認定しました。

原告2名は被告ら3名によるパワハラによりうつ病を発症し、就労不能となったことで労基署の労災認定を受けたにもかかわらず、被告法人はそれを否定し、労働組合との交渉でも誠意ある対応をとりませんでした。原告2名はやむなく、2020年9月に訴訟を起こし、以来2年4ヶ月もの長い歳月を過ごし

てきました。

同年12月には、国民救援会、福島県労連、県医労連を中心に「支援する会」を結成し、毎回の裁判傍聴に取り組み、また「公平な裁判を求める署名」と街頭でのチラシ配布等に取り組んできました。署名は、福島県内はもとより全国から約1万筆が寄せられました。これまでご支援いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

法人は、地裁判決を不服とし控訴しています。支援する会は、しのぶ福祉会が管理職の人権侵害を深く反省し、各種法令の遵守及び健全な事業運営を行う管理体制を構築するよう、労働者と利用者に寄り添った支援を続けていきます。



弁護士から

1月26日に下された判決は、原告側の勝訴と評価できるものでした。

原告らは、被告ら3名によるパワハラを原因として原告2人がうつ病を発症し休業せざるを得なくなったことによる休業損害、不法行為に基づく慰謝料を請求していました。また、原告らは法人から退職扱いされていたことから、雇用上の地位確認も求めました。さらに被告法人は、平成31年4月に給与規定の改定を強行し、これにより原告らのみ給与（及び賞与）が減額となるという不利益を受けており、この給与改定も無効であると主張していました。

裁判所は、パワハラについては原告らが挙げた20項目のうち15項目について、これらは原告らの人格を貶めるものであり、業務上の必要性や相当性を欠くと明確に認定し、不法行為（パワハラ）であると認定しました。

また、給与改定についても、改定により不利益を受ける原告らに対し、きちんとした個別説明がなされていないこと、原告らが署名押印に応じたのは、応じなければパワハラが一層ひどくなるなどの恐怖心からなされたものといえることから、給与改定は原告らが本心から同意していたものではないとして無効になりました。

雇用上の地位確認も、原告Sが提出した退職届は法人の規定に則って提出したものであり即日効力が発生するものではないから、法人による承認前に退職届を撤回した行為は有効であることを理由に、原告Kを自然退職扱いとしたことは労基法19条の趣旨に違反し無効であることを理由に、原告らともに雇用上の地位があるという判断が下されました（したがって、休業損害や結審以降の賃金・賞与も、原告らに雇用上の地位があり、かつ、平成31年4月の給与改定が無効であることを前提に計算した金額を支払うよう命じる判決になっています）。

このように、原告らが主として求めていた雇用上の地位確認が認められ、金銭請求についてもかなりの高水準の金額が認定されたことは、原告らの悲痛な訴えを裁判所がきちんと認めてくれたという表れであり、完全勝訴と言っても過言ではありません。

原告2人から

福島地裁の判決では、私たちの主張が全面的に認められました。支援する会のみなさんと勝訴の喜びを分かち合うことができ、共に闘ってきた2年4か月が報われ、胸が熱くなりました。感謝の気持ちでいっぱいです。

仙台に闘いの場が移りますが、これからもどうぞご支援をいただけますよう宜しくお願い致します。

控訴審でも引き続き闘います!!

支援する会報告&決起集会

2023年3月30日(木) 13:30~

福島市市民会館 301号室